

既存住宅断熱改修補助事業 令和8年4月1日 受付開始！！ ～ 部分改修もはじめます ～

横浜市では、令和8年4月1日より、市内の戸建て既存住宅に対し、1棟全体又は一部のエリア（※）において、最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅への改修に要する費用の一部を補助する制度を開始します。

「省エネ性能のより高い住宅」の普及及び空家の流通の促進を図るとともに、市内への転入や定住の促進を目的として、子育て世代をはじめ、全世帯を対象としています。

（※）居室と浴室脱衣室を含む連続したエリア

令和8年度のポイント

■ 1棟断熱改修

1棟全体の断熱等級6以上相当の断熱改修に対し、子育て世代の住替えは最大補助額150万円、定住世帯は最大補助額120万円

■ 部分断熱改修

一部のエリアの断熱等級6以上相当の断熱改修に対し、最大補助額100万円

- ・ 国の「先進的窓リノベ2026事業」との併用が可能
- ・ 申請を行う住宅事業者等は「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」の登録が必須

受付開始日等

1 受付開始日 : 令和8年4月1日

2 ウェブサイト

要件や申込方法など、詳細は、ウェブサイトをご覧ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/r8kizondannetuhoyo.html>



お問合せ先

建築局住宅政策課長 小林 和広 Tel 045-671-2917



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市で**戸建てのリフォーム**をお考えなら、

断熱・省エネ性能を高めることで、

既存住宅断熱改修補助金を活用できます！

Case1 子育て世代の住替え

>> 新たに中古住宅を購入&リフォーム

最大
150万円



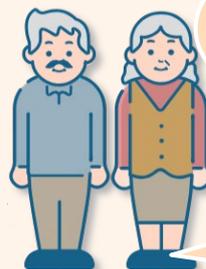
高断熱

Case2 定住世帯

>> 現在のお住まいをリフォーム

1棟改修 最大

120万円



部分改修 最大

100万円

市の制度

令和8年度
横浜市

既存住宅断熱改修補助制度



今年度から住宅の一部エリアの改修でも補助対象に！

※当制度の詳細は裏面をご覧ください。／併用可能な各種制度や金額は時期によって変動します。



下記の各制度も併用可能

国の制度

先進的窓リノベ2026事業
最大**100**万円

給湯省エネ2026事業
最大**17**万円

…など

高断熱・高气密な省エネ住宅への改修にはメリットがいっぱい!!!

外壁、窓、屋根・天井や床などの断熱性・気密性を高めることで、外気の影響を受けにくくなります。冷暖房等によるエネルギーの消費量を減らし、より快適で健康的な生活を送りませんか？



対象となる住宅／工事内容等（主な要件）



補助対象外
の工事例

- 外壁塗装のみ
- 屋根の葺き替えのみ
- 窓改修のみ
- お風呂・トイレ改修のみ 等

① 次の要件を満たす住宅への改修（や住替え）等

- 市内の既存住宅であること。
- 外壁、屋根・天井または床（基礎）に一定量以上の断熱材を使用する断熱改修を行うこと。
- 建物1棟または部分（居室と浴室脱衣室エリアを含む連続したエリア）に断熱等級6以上相当の省エネ性能を有すること。
- 耐震性能を確保した建築物であること。
- 土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。

② 令和7年4月1日以降に、次のいずれかの契約を締結していること。

- 工事契約タイプ： 躯体の断熱改修により対象住宅とするための契約
- 買取再販タイプ： 躯体の断熱改修がされた対象住宅を取得するための契約

③ 「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」において、登録済み、又は実績報告までに登録する予定の事業者からの申請とすること。

対象となる方／補助金額（主な要件）

●子育て世代の住替え： 最大150万円

- 令和8年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯
- 令和8年4月1日時点で夫婦のいずれかが49歳以下である世帯
- 申請日から令和9年2月28日までの間に、世帯全員が対象住宅に引越し（住民票の移転）を行うこと
- 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、所有権の移転登記の申請をすること

・・・等

●定住世帯： 最大120万円（部分改修は最大100万円）

- 対象住宅に居住（住民票登録）していること
※ 買取再販タイプにおいては、対象住宅に、申請日から令和9年2月28日までの間に引越し（住民票の移転）を行うこと
- 対象住宅の所有権を有していること
※ 買取再販タイプにおいては、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、所有権の移転登記の申請を行うこと
- 工事が、申請日から令和9年2月28日までの間に完了すること

・・・等

制度利用に向けた工事内容の検討や申請手続きには、
専門知識を持った「登録事業者」との連携が必要となります。

リフォーム業者が
決まっている

リフォームを依頼予定の事業者様に、「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」へ事業者登録していただく必要があります。

よこはま健康・
省エネ住宅事業者
登録・公表制度

未登録の設計者／施工者の皆さまへ

補助制度および事業者登録・公表制度の内容についてご説明いたします。下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。

リフォーム業者が
決まっていない

「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」の登録事業者様にご相談ください。⇒登録事業者リストは右の二次元コードから



詳しくは補助制度のウェブサイトをご確認ください

🔍 横浜市 既存住宅断熱改修補助

窓口

横浜市建築局住宅部住宅政策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

☎ 045-671-2922

[受付時間] 9:00～17:00

※12:00～13:00、土日祝除く

[メール] : kc-kizondannetuhojo@city.yokohama.lg.jp

